

コンプライアンス

コンプライアンス体制

当社は、グループにおける法令遵守を経営の重要課題と位置づけ、コンプライアンス体制の確保・向上に努めています。その施策の一つとして設置するものが、「コンプライアンス委員会」です。同委員会は、社長を委員長とし、常勤取締役、関連部門長に社外有識者(弁護士)2名も含む構成とし、当社グループのコンプライアンスに関する重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告しています。

また、コンプライアンス統括責任者に任命された担当役員を中心に、コンプライアンスの徹底に向けた各施策の企画・立案や従業員への教育・啓発活動などに取り組んでいます。

なお、当社は、定期的に従業員向けのコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスに関する意識の定着度合いを確認しています。2021年度も調査を実施し、これらの調査結果を詳しく検証・分析し、各部門にフィードバックするとともに、必要に応じ対策を講じました。今後も、コンプライアンス意識向上に向けた施策を実施してまいります。

2021年度の取組み

▶ 相談窓口(ヘルプライン)の設置

当社グループにおけるコンプライアンス全般に関する相談窓口(ヘルプライン)として、①直属上司、②コンプライアンス委員会事務局、③職場相談員、④社外相談窓口(社外弁護士)の4系統の窓口を設置し、コンプライアンスに関する問題の早期発見・是正を図るとともに、「内部相談規程」に基づき相談者の保護に努めています。2021年度は、28件の相談が寄せられ、各相談案件に対応しました。なお、2020年度に実施したコンプライアンス意識調査のフォローや2021年の「企業倫理月間」に臨時相談窓口を設置したこと等により、前年に比べ相談件数が増加しました。

また、相談窓口以外においても、日々発生する法令及びコンプライアンス上の相談やトラブルは、問題を認識した時点で適切に対処するとともに、将来の新たな問題を招かぬよう社内通知や研修活動で問題を共有するなど、関連部門が連携し、再発防止に努めています。

▶ コンプライアンス教育・研修の実施

コンプライアンスの徹底を目指し、グループ会社も含めた包括的な教育を行っています。新入社員に対しては、法令・倫理に関する基本事項や社内規程について教育するほか、毎年10月の企業倫理月間には、国内グループ全従業員を対象に、基本事項や社会動向などをテーマにしたeラーニングを実施しています。2021年度は、「グローリー法令遵守規範」で定めている機密情報保護規程やハラスメントをテーマとし、6,810名が受講しました。このほかにも、新任管理者教育や専門教育などを行い、各種法令及び企業倫理に関する周知徹底を図っています。

▶ 個人情報保護への取組み

当社グループでは、事業活動を通じて取得したお客さまやお取引先さま、株主さまを始めとしたステークホルダーの皆さまの個人情報を適切に管理することが、当社の重要な責務であると考え、個人情報保護方針の下、個人情報の適切な管理に努めています。

また、2022年4月の改正個人情報保護法の施行に伴い、規程の整備や研修・関係部門への説明会などを実施し、適切な対応に向け取り組んでいます。

なお、2022年2月に、当社連結子会社の元従業員による金銭横領が判明しました。当社は、本件判明後ただちに、取締役監査等委員会委員長を委員長とし、履行補助者として外部の弁護士・公認会計士等を起用した社内調査委員会を設置し、本件に係る事実関係の解明、発生原因及び問題点の調査分析を行いました。当社グループは、同調査委員会による調査結果及び再発防止策に係る提言を真摯に受け止め、策定した再発防止策の徹底と、グループ全体における内部統制の強化に努めています。

当社は、本調査委員会の報告を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- ①職務分掌や人事ローテーション、システムによる牽制機能を設定し、内部統制を強化する。
 - ②コンプライアンス教育により経理規程遵守を徹底する。
 - ③当社による子会社与信業務について、リスクの高い子会社に対して重点的・実効的な審査を行う意識の醸成及び体制構築を進め、管理体制を強化する。
 - ④監査役監査及び内部監査業務における監査の深度を高め、監査対象となる会社毎の特性・実態に即して監査計画・重点監査項目を検討し、監査業務を実質化する。
- 再発防止策の詳細については、リリースステートメントをご参照ください。